

普通貯金および貯蓄貯金の ご利用の停止等に係る期間について

一定期間ご利用のない普通貯金口座、貯蓄貯金口座につきましては、不正に入手されたうえ犯罪に利用される事例が見受けられます。

このため、下記の期間、お客様によるご利用がない場合に、貯金取引を停止等させていただく場合があります。

いま一度、長い間ご利用になっていない通帳・カード等がお手元にないかご確認ください。

なお、貯金取引を停止等された貯金口座に残高があり、払戻しをご希望される場合には、所定の手続きにより対応させていただきますので、ご利用の窓口へお申出ください。

○最終の預入れまたは払戻しから 10年間 利息決算以外入出金がない貯金口座 (残高にかかわらず) につきましては、停止等 させていただくことがあります。

停止等されると、預入れ・払戻し（キャッシュカードのご利用も含まれます）のほか、振込入金、口座引き落とし等ができなくなります。

* 詳細につきましてはご利用の窓口へお問い合わせください。

横浜農業協同組合